

第2回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年8月29日（火）午後2時00分から午後2時42分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（21名）

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司

4 欠席委員（2名）

	4番	多田 篤
	21番	中村 政昭

5 議案

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 令和5年度十勝農業委員会連合会臨時総会について

第2号 農地所有適格法人報告書の受理について

第3号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

第4号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第3号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消しについて

- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7号 現況証明について

協議

- 第1号 営農環境対策専門部会の選出について

6 農業委員会事務局職員

- | | |
|------------|-------|
| 事務局長 | 鯨岡 健 |
| 農地振興係長 | 中山 仁 |
| 忠類支局農地振興係長 | 広田 瑞恵 |
| 農地振興係主査 | 高坂 花織 |

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第2回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に3番佐藤雅典委員、5番渡邊委員を指名いたします。よろしくお願いします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、4番多田委員、21番中村委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「令和5年度十勝農業委員会連合会臨時総会について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号の説明をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号、令和5年度十勝農業委員会連合会臨時総会についてご報告いたします。</p> <p>十勝農業委員会連合会は、管内の農業振興上必要な意見を関係機関に反映し、十勝農業の発展に寄与することを目的とした組織であり、管内農業委員会の会長で構成されております。事務局は、帯広市農業委員会でありまして、今回、農業委員の改選がありましたことから、今日9日、帯広市役所において「十勝農業委員会連合会臨時総会」が開催され、中村会長と私が出席いたしました。</p> <p>臨時総会の議件は、「十勝農業委員会連合会役員を選任」と「北海道農業会議等の役員選出」の2件でありました。「十勝農業委員会連合会役員を選任」は、方面の各ブロックから選出された選考委員による選考委員会が開催され、会長には帯広市農業委員会の吉田会長、副会長には士幌町農業委員会の森本会長と本町農業委員会中村会長が選任されております。併せて、理事5名と監事2名も選任され、決定しております。また、北海道農業会議理事及び常設審議委員は、残任期間がありますことから、引き続き帯広市農業委員会の吉田会長が選出され、北海道農業会議監事には清水町農業委員会の土井会長が選出されております。</p>

北海道農業者年金協議会の役員の改選も行われましたが、こちらも残任期間がありますことから、理事には帯広市農業委員会の吉田会長、監事には士幌町農業委員会の森本会長が選出されております。以上、報告とさせていただきます。

議長

報告第1号についてご質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長

次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。

事務局から報告第2号の説明をいたします。

事務局

報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、下記記載の25法人から提出がありましたので、報告いたします。

書類等完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長

次に、報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。

事務局から報告第3号1番の説明をいたします。

事務局

報告第3号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行いましたので報告します。

案件は、議案書1ページの1件でございます。今月16日の現地調査で、現況について記載のとおりであることを確認いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 次に、報告第4号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。

事務局から報告第4号1番の説明をいたします。

事務局 報告第4号、農地等一時転用に係る復元状況の報告について、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認しましたので報告します。

案件は、議案書2ページの令和4年9月22日に許可をした1件でございます。今月16日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。

議長 報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長 次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第1号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、農地法第18条の規定による合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。お諮りいたします。

議案第1号1番から2番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第1号1番から2番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長 次に、議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議案第2号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号3番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号3番、4番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号3番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号3番から4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号5番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、令和2年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでおりますので、今回の所有権の移転については問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号5番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号6番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、お手元に配付してございます、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書3ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終

わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。この案件は、令和2年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転につきましては問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号6番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第3号につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(5番 渡邊委員退席)

議長

それでは、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消しについて」を議題といたします。
議案第3号について、事務局から説明をいたします。

事務局長

議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の取消しについて、令和5年5月26日第35回総会議案第2号5番において議決された下記の農用地利用集積計画の取消しについて議決を求めます。

【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件について、経緯をご説明いたします。

平成26年2月の総会で、譲渡人と譲受人とで、平成26年2月28日から令和5年12月26日まで10年間の賃貸借の農用地利用集積計画が議決されました。その後、譲受人は、終期を迎える前の本年5月の第35回農業委員会総会で譲渡人との所有権移転の農用地利用集積計画が議決され、対価の支払い期限を令和5年12月26日までとしておりました。

この度、譲受人は、取消し理由に記載のありますとおり、生乳の生産抑制により当初計画していた収入が見込めず、土地代金の資金確保が困難な状況となったことから、譲渡人からの譲受が困難となり、その結果、譲渡人ならびに譲

受人の連名により取消願が提出されたものであります。なお、新たな譲受人を決定するための利用調整会議につきましては、来月に開催される予定であります。

また、今後の日程であります。本件が議決され、農用地利用集積計画の取消しの公告後、譲渡人と譲受人との賃貸借の効力が継続しておりますので、賃貸借の合意解約、利用調整会議の結果報告および所有権移転に係る農用地利用調整計画の議決は、来月以降の総会に付議されることとなります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

(5番 渡邊委員着席)

議長 次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、親から子への使用貸借による経営継承でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員である私から補足説明をいたします。
この案件は、今月16日に澤邊委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しており、詳細につきましては、事務局の説明どおりであります。

議長 質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、農機具倉庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査書1ページから2ページに記載されているとおりでございます。よろしくお

願いをいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は、今月16日に澤邊委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第5号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、乾草庫の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査書3ページから4ページに記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。この案件は、今月16日に澤邊委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、農家住宅建設を目的とする転用です。農地区分は農用地であり、原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべきものの育成確保たる施設として位置付けられた農家住宅への転用であることから、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されているとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。この案件は、今日16日に澤邊委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第6号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は、農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第6号2番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、砂利採取を目的とする転用であります。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添農地転用許可申請に係る審査表3ページから4ページに記載されているとおりでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件は、今月16日に澤邊委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第7号「現況証明について」を議題といたします。
議案第7号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第7号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第7号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員である私から補足説明をいたします。
この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月16日に澤邊委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第7号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第7号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、協議に入ります。
協議第1号「営農環境対策専門部会委員の選出について」を事務局より説明いたします。

事務局長

はじめに、営農環境対策専門部会ではありますが、「幕別町ゆとりみらい21推進協議会」が実施する事業を4つの部会に分けたうちの1つの専門部会です。営農環境対策専門部会は、「担い手育成・確保事業」や「新規就農者の就農促進等に関する事業」、「農地の集積及び集約化に関する事業」を部会として実施している状況にあります。

営農環境対策専門部会は、担い手育成・確保事業の一環として、「家族経営協定推進事業」も実施しており、家族で取り組む農業経営の現状や課題を整理し、経営方針や就業条件、就業環境を明記した協定書の締結など、家族共同経営を推進しております。部会の構成メンバーは、4つの農業協同組合、十勝農業改良普及センター東部、南部各支所、幕別町農業振興公社、農業委員会委員となっています。

また、農業委員選出の経緯ではありますが、平成15年の検討委員会立ち上げ時に、ゆとりみらい21推進協議会事務局である農林課から、農業委員の構成メンバーの依頼を受け、平成15年7月の総会において、協議として提案し、委員を決定し推薦しております。さらに、幕別、忠類の農業委員会統合時に、忠類地区からも新たに農業委員を推薦することとなり、現在、2名の農業委員を推薦していたところであります。

部会委員の選出方法についてではありますが、3年に1回の農業委員の改選時とし、三役会議で選考のうえ本人にお伝えし、内諾を得た後、三役会議開催直後の総会に協議として、提案することとしております。選出する委員ではありますが、今月7日に開催されました三役会議におきまして、この選出方法を踏襲するものとし、当該部会委員には、佐藤悦啓委員と渡邊委員を選出させていただいたところであります。この選考結果を踏まえまして、両委員に説明し、お二人の委員から承諾をいただき、本日の総会におきまして、協議として提案しております。以上で説明を終わります。

議長

ただ今、事務局より営農環境対策専門部会の説明がありました。営農環境対策専門部会委員として、佐藤悦啓委員と渡邊委員を推薦することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。協議第1号の営農環境対策専門部会委員は、佐藤悦啓委員、渡邊委員をお願いするものとします。

佐藤悦啓委員、渡邊委員どうぞよろしくお願いいたします。

議長

議案は以上であります。
これをもちまして、第2回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦勞様でした。